

益城町審議会等の設置及び運営に関する指針

1 目的

この指針は、本町における審議会等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、審議会等の機能の充実を図り、住民と行政との情報の共有と行政活動への住民参加を促進させることを目的とする。

2 審議会等の定義

この指針における審議会等とは、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された審査会、審議会等の附属機関

（地方自治法第138条の4第3項）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めることにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会については、地方自治法第180条の5に基づく「執行機関」であるため、本指針には該当しません。

- (2) 規則、要綱、要項等により設置されたもので、前号に準じた機能を有するもの。

学識経験者、住民等の意見等を聴取し、町政に反映することを主な目的として、規則、要綱、要項等に基づき設置される委員会、懇話会等の附属機関に準じる機関

- (3) ただし、次に該当するものは除く。

- ① 町職員のみを構成員とするもの
- ② 関係団体の連絡調整、研修等を目的とするもの
- ③ 特定のイベント、行事等の推進を目的とするもの
- ④ その他この指針の対象とすることが不相当と認められるもの

3 審議会等の新設及び統廃合等

(1) 新設

法令の規定に基づき設置が必要な場合を除き、その必要性を十分に検討し、次のいずれかに該当する場合は、審議会等を新たに設置することができる。

- ① 審議事項が既存の審議会等の所掌事項に含まれず、かつ、既存の審議会等の所掌事項とすることが適当でない場合
- ② 審議事項について、住民、関係団体、有識者等から意見等の聴取が必要であり、かつ、個別に意見等を聴取するだけでは不十分な場合

(2) 統合

法令の規定に基づき設置が必要な場合を除き、設置の目的、所掌事項及び委員の構成が他の審議会等と類似し、又は重複している審議会等は統合に努めるものとする。

(3) 廃止

法令の規定に基づき設置が必要な場合を除き、次に該当するものは、設置理由の乏しいものとして、廃止に努めるものとする。

- ① すでに設置目的が達成されたもの
- ② 社会経済情勢の変化等により、設置の必要性が低下しているもの
- ③ 過去の開催実績が著しく少なく形骸化しており、かつ、今後の開催見込みも少ない等、活動の不活発なもの
- ④ 審議会等を設置するまでもなく、他の行政手段（アンケート調査、パブリックコメント等）によって対応が可能なもの

(4) 設置期限の設定

審議会等の終期が設定できるものについては、終期を設定するものとする。

4 委員の公募

住民の自発的な行政への参画意識の高揚を図るとともに、住民の意見を町政に反映させるため、審議会等の一部の委員の選任については、当該審議会等の特性に応じ、別に定める「益城町審議会等の委員の公募に関する実施基準」に基づき、**原則公募**で行う。

5 委員の選任等

幅広く住民の声を聞き、開かれた行政運営を推進するために、委員の選任等に当たっては、次の事項に留意して人選に努めるものとする。

(1) 委員選任の原則

委員の選任については、審議会等の設置目的に照らし、幅広い学識、経験、視点等からの意見を得るための人選に努めるものとする。

(2) 委員の定数

委員の定数は、原則20人以内とする。審議の充実や迅速化を図るため、委員の改選期等を目途に可能な限り縮減する。条例等で20人を超えて定数を定めている場合は、順次定数削減に努めるものとする。

(3) 委員の在任期間

公平かつ幅広く意見等を聴取し、審議会等の活性化を図るため、委員の在任期間は、原則連続2期までとする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当な者がいない場合その他特別な事情が認められる場合は、この限りでない。

(4) 委員の年齢構成及び地域性の確保

委員の年齢構成に偏りがないように配慮するとともに、必要に応じて、委員構成の地域性についても配慮するものとする。

(5) 委員への女性の登用

委員には、女性を積極的に登用するものとし、「第2次益城町男女共同参画計画」に基づき、女性委員の構成比については、30パーセントを目標とする。

(6) 委員の兼務

委員の兼務は避け、やむを得ず兼務させる場合は、必要最小限とする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当な者がいない場合その他特別な事情が認められる場合は、この限りでない。

(7) 関係団体からの選任

充て職による同一人物の委員兼務を回避し、幅広く意見等を聴取するため、関係団体から選任する場合は、当該団体の長等特定の者に限らず、審議会等の所掌事項にふさわしい知識や経験を有する者の推薦を求めるものとする。

(8) 町職員の選任

法令、条例、規則等に定めがある場合かつ特に必要があると認められる場合を除き、町職員を委員に選任しない。なお、条例、規則等に定めがある場合でも、委員としての必要性の検討を行うものとする。

6 審議会等の運営

審議会等の会議の運営については、住民に対して積極的に情報を提供し審議会等の透明性の確保を図るものとする。

(1) 会議開催の事前公表

会議の開催については、原則として会議開催日の概ね2週間前までに、町ホームページ等により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催しなければならない場合は、この限りでない。

(2) 会議資料の事前配布等

- ① 各委員に対しては、事前に会議資料を配布し、会議で十分審議できるように努めること。
- ② 審議会等の会議に欠席する委員に対しては、事前に意見を求める等工夫に努めること。

(3) 審議会等の会議及び会議録の公開

審議会等の会議及び会議録については、別に定める「益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準」に基づき、**原則公開**とする。

7 適用

この指針は、平成26年11月11日から適用する。

ただし、委員の公募及び委員の選任について、現在委員が委嘱又は任命されている審議会等については、次の改選期から適用するものとする。